

奈良県告示第百八十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和六年八月十六日

奈良県知事 山下 真

登録番号 （奈良県）	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 （％）	その他の規格	有効期限	生産業者の氏名又は名称及び住所
第七六四号	蒸製毛粉	八・〇蒸製毛粉	窒素全量 八・〇	公定規格 のとおり	令和十二年六月十九日	岡本情治 北葛城郡広陵町大字百濟一 一四三の四